

「東京都における指定通所介護事業所等における宿泊サービスの基準及び届出・公表制度」について 【Q&A】

平成27年6月 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

1 制度について

Q	A
(1) 制度改正の経緯はどのようなものか？	<p>東京都では、指定通所介護事業所等における宿泊サービスについては、これまで法令等の基準がなかったため、法整備が行われるまでの間、利用者の尊厳の保持及び安全を確保するため、都が独自に届出・公表の仕組みと基準を設けていたところでした。</p> <p>このたび、国の基準省令等改正により指定通所介護事業者による宿泊サービスに係る届出等が規定されたことを受け、東京都においても「東京都指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)」等の改正により宿泊サービスに係る届出等について新たに規定することになりました。</p> <p>また、宿泊サービスの基準も、国による指針(平成27年4月30日付老振発0430第1号)の発出を受けて改正されました。</p>
(2) この制度の仕組みはどのようなものか？	<p>【届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊サービスを提供している指定通所介護事業者について、宿泊サービスの提供・運営内容の実態・現状を届け出ていただきます。 <p>【公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービス情報による公表制度の活用により、公表項目として届出内容の一部が公表されます。 ● その他、必要に応じて都のホームページ等にて公表されます。 <p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊サービスに係る人員・設備・運営に関する基準については、事業所において遵守され、利用者の尊厳の保持と安全確保を図るための事項を定めています。
(3) 平成26年度までの都独自制度と比べ基準はどう改正されているのか？	<p>このたびの改正により、主に以下の点について変更になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊サービス提供日数に関わらず届出が必要 ● 緊急かつ短期的な利用に限定 ● 設備基準（個室以外の宿泊室の定員について） ● 利用定員（通所介護利用定員の1/2以下かつ9人以下） ● 居宅サービス計画に沿った宿泊サービス計画の作成と利用者の同意・交付 ● 事業開始前の届出 ● 公表は介護サービス情報の公表制度による ● その他、運営に係る事項の変更
(4) 認知症対応型通所介護事業所（介護保険法第8条第16項）及び介護予防認知症対応型通所介護事業所（同第8条の2第15項）の対応について	<p>国の基準省令等により、宿泊サービスに関する届出は指定権者に提出することとしており、都条例においても、都の指定を受ける指定通所介護事業所が提供する宿泊サービスについて、都知事への提出が求められています。</p> <p>（介護予防）認知症対応型通所介護事業所については、都ではなく、各指定権者（区市町村）へお届けください。</p>

2 届出について

Q	A
(1) 基準を満たさないと届け出られないのか。	この届出が行われないと、指定通所介護事業所としての基準違反になります。必ず届け出てください。 基準を満たさないことにより届け出られないことはありませんが、当該基準は宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めたものです。事業所には適合するよう改善することが求められます。（基準 第1の1）
(2) 届出の際の必要書類は？	別紙「宿泊サービス事業開始届に係る添付書類一覧」を参照してください。
(3) 宿泊サービス事業の届出に当たり、建築基準法、消防法、労働基準法など他法令に適合している必要があるのか？	宿泊サービスを提供するに当たっては、指定通所介護サービス事業等だけでなく、夜間に利用者を宿泊させる事業を行うことを含めた法令の遵守が求められます。詳しくは、それぞれの法令所管部署にご相談ください。（基準 第1の4（4））
(4) 届け出た内容に変更が生じた場合、どのような手続きが必要か？	届け出た内容に変更が生じた場合には10日以内に変更届出書により、届け出てください。（基準 第4の20（2））
(5) 休止した宿泊サービスを再開する場合には、どうすればよいのか？	様式1・様式2について提出して下さい。図面・運営規程に変更がある場合には関係書類も添付してください。

3 公表について

Q	A
(1) 宿泊サービス事業者の情報はどのように公表されるのか	介護サービス情報の公表制度(https://www.kaigokensaku.jp/)において、通所介護の「基本情報」の中に宿泊サービスに関する項目が追加されます。 また、当面の間、都のホームページ「東京都介護サービス情報」(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/)において公表します。（基準第4の20（1）、同（5））
(2) どのような事項が公表されるのか	「介護サービス情報の公表」の「基本情報」に、宿泊サービス提供にかかる職員数や提供時間等の項目が追加されます。 その他、当面の間、「東京都介護サービス情報」では届出事項のうち、都が必要と認めた項目について公表します。
(3) 公表の作業は都が行うのか？	「介護サービス情報の公表」については、事業者が宿泊サービスに係る基本情報について、指定通所介護の情報同様にシステムに入力・提出した後、都が公表します。
(4) 1年間の介護報酬額が100万円を超えない場合は、介護サービス情報の公表により公表する必要がないのか？	1年間の介護報酬の額が100万円を超えない事業者は介護サービス情報の公表対象ではありませんが、申出により公表することは可能です。

4 総則について (基準 第1)

Q	A
(1) 宿泊サービスは、どのような場合に利用されるものか？	指定通所介護事業所等の利用者が、その心身の状況や家族の負担軽減等のために緊急かつ短期的に利用するものと考えています。(基準 第1の3(1))
(2) 日中、他の事業所や自宅等を利用する者が宿泊サービスを利用することは可能か？	宿泊サービスは通所介護事業者の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定通所介護事業所の利用者に対しサービスを提供するものです。日中に当該通所介護事業所を利用者しない者が利用することは想定されていません。(基準 第1の2(1)・(4))
(3) 長期間連泊を希望する利用者に対しては、どうしたらよいか？	在宅サービスである指定通所介護事業所等の設備を利用して提供する宿泊サービスについては、緊急かつ短期的な利用に限定されるべきであり、宿泊サービス利用を長期化させるべきではありません。 宿泊サービス事業者は、基準に沿ったサービス利用となるよう、利用者の担当の介護支援専門員と十分に連携する必要があります。
(4) 長期に宿泊し、(居宅がないなど)帰宅できない状況の利用者への対応はどうしたらよいか？	なお、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者や区市町村と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービスへの変更を含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討してください。(基準 第1の3(2)・第1の4(3))

5 人員に関する基準について (基準第2)

① 従業者の員数及び資格

Q	A
(1) 宿泊サービスの従業者1以上確保とは、具体的にどのように配置すればよいか？	宿泊サービス提供時間帯を通じて1人以上配置することとされています。(基準 第2の1(1))
(2) 宿泊サービスの内容に応じ必要数を配置するとあるが、従業員の配置はどうしたらよいか？	本基準においては、宿泊サービス提供時間帯を通じて1人以上と定めていますが、介護・宿泊等の適正なサービス提供はもとより、緊急時にも適切に対応し、安全な運営が必要です。特に、朝食及び夕食の時間や就寝・起床準備の時間帯等の繁忙時間帯においては、事業所ごとの実状に応じて必要人数を配置してください。(基準 第2の1)
(3) 夜間、利用者の就寝時間帯における配置人員について、宿直勤務者を従業者として配置することは可能か？	<p>宿泊サービス事業所の従業者は、利用者の就寝時間中においても、排せつ介助や安全確保のための見守り等の介護に係るサービスを、適切に提供しなければなりません。</p> <p>また、労働基準法では「宿直」とは、所定労働時間外における勤務の一態様であって、本来の業務は処理せず、緊急の電話の收受や非常事態に備えて待機するもので、常態としてほとんど労働する必要のない勤務態様と解されています。</p> <p>したがって、宿泊サービス事業所において行うべきサービス提供は事業本来の業務であり、労働基準法上の「宿直」にはあたらないため、宿直勤務者は、従業者の員数に含まれません。</p>
(4) 「資格を有する者」とは、どのような資格か？	<p>宿泊サービス提供においては、夜間、複数の利用者に対し、原則1人の従業者が介護等のサービスを提供するものであることから、介護福祉士、介護職員実務者研修、介護職員初任者研修課程を修了した者等の利用者への直接処遇に関する専門的知識や、介護の提供に係る経験を有する者が望ましいと考えています。</p>
(5) 「介護に関し知識及び経験を有する者」とは、どのような意味か？	<p>なお、具体的な資格については、届出様式記入要領4ページを参照してください。(基準 第2の1の(2))</p>
(6) 緊急時の対応について、具体的にどのような体制が必要か？	<p>宿泊サービス提供時間帯を通じて夜勤の従業者以外に、利用者の容態急変や災害発生の緊急事態に対応できる支援要員を確保する体制です。</p> <p>具体的には、宿直勤務者やオンコール体制(夜間に自宅などで待機して、緊急の呼び出しに応じて事業所へ外向き応援できる体制)などです。(基準 第2の1の(4))</p>

② 責任者

Q	A
(1) 責任者とは、どのような業務を行う者か？	<p>宿泊サービス事業の責任者は、指定通所介護サービス等との情報連携の業務や、従業者の管理、宿泊サービス事業の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を行うこと又はその内容に関与すること等の業務を行うものです。(基準 第2の2)</p>
(2) 指定通所介護事業所等の管理者は、宿泊サービスの責任者になれるか？	<p>指定通所介護事業所等の従業者が、宿泊サービス従業者として勤務する場合は、指定通所介護事業所等の人員基準及び労働基準法に違反しない範囲において、当該従業者を責任者とすることは可能です。</p>

6 設備に関する基準について（基準第3）

① 利用定員

Q	A
(1) 指定通所介護事業所等の利用定員の1/2以下かつ9人以下と定めた理由は？	利用定員の基準については、従来の都の独自基準においても小規模多機能型居宅介護の宿泊室の1室あたりの床面積7.43㎡以上の基準をもとに、指定通所介護事業所等の利用定員及び1人当たりの面積等を勘案し、指定通所介護事業所等の利用定員の1/2以下とする必要があると考えておりました。このたび、さらに国指針に準拠し「利用定員の1/2以下かつ9人以下」としています。

② 必要な設備及び備品等

Q	A
(1) 必要な消防設備とは何か？	1ヶ月に5日以上宿泊サービスを提供する事業所は、「消防法施行令別表第1(6)項口」が適用されるため、防災クロス・カーテン、誘導灯、消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備が必要です。消防用設備の詳細については、最寄りの消防署にご確認ください。
(2) 「宿泊サービスを提供するにあたり適切な寝具等の必要な備品」とは何か？	各事業所における宿泊サービスの提供を行うにあたり、必要となる設備を指します。指定通所介護事業所等の設備・備品については、その運営に支障のない範囲であれば、使用しても差し支えありません。 なお、例えば宿泊サービス提供用の折りたたみベッドを事業所内に保管する場合などに、指定通所介護事業所のサービス提供時間帯において食堂兼機能訓練室等基準に定める設備に影響しないよう、注意してください。

③ 宿泊室

Q	A
(1) 指定通所介護事業所として届け出ている食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室以外の部屋や隣接する建物等で宿泊サービスを提供することは可能か？	「指定通所介護事業所の設備を利用しないもの」、または、「食堂などの一部設備を共用するが、宿泊に関しては指定通所介護事業所等以外で実施するもの」は宿泊サービスには該当しません。 ただし、これらの形態は有料老人ホームとして老人福祉法上の届出が必要になる場合があるので注意してください。
(2) 宿泊室における一人当たりの床面積7.43㎡について、広すぎる（狭すぎる）のではないか？	利用面積の基準については国指針に準拠して定めています。従来の都の独自基準においても、小規模多機能型居宅介護の宿泊室の1室あたりの床面積7.43㎡以上の基準をもとに、指定通所介護事業所等の利用定員及び1人当たりの面積等を勘案して同様の基準を定めていました。利用者の尊厳保持及び安全確保を図るために、必要な面積であると考えています。
(3) 個室以外の宿泊室の面積や利用者ごとのスペースの確保の考え方は？	個室以外の宿泊室は、当該事業所内に個室がない場合においても、宿泊室としてプライバシーが確保されたしつらえで必要面積が確保されていれば差し支えないとしています。 台所、廊下、玄関ホール、脱衣所等の居室以外の面積は含まれないこと、また、本基準の「個室以外の宿泊室」の面積と指定通所介護事業所等の「食堂兼機能訓練室」の届出面積とは直接関係ないものであることにご注意ください。 なお、個室以外の宿泊室の面積においては、宿泊室に隣接する他の利用者等が通らない縁側等のスペースがある場合には、利用者の占有スペースに含めることができます。

	Q		A
(4)	<p>指定通所介護事業所においては、隣り合う和室（6畳）と居間（10畳）との間のフスマを取り払い一室として捉え、食堂兼機能訓練室として使用している。</p> <p>宿泊サービスの提供においては、この食堂兼機能訓練室に利用者を就寝させる予定としているが、就寝時にはフスマを設置して本来の2室に区分けして宿泊させることを考えている。</p> <p>この場合の一人当たり面積（利用可能人数）の考え方は？</p>		<p>フスマ等の建具により仕切られた個室ごとの面積により判断します。</p> <p>このケースにおいては、6畳の和室と10畳の居間とでそれぞれの居室の面積を算出し一人当たり7.43㎡により、利用人数を計算することとなります。</p>
(5)	<p>留意事項通知（平成23年5月18日付23福保高介第342号）には、(3)「他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えないこと」とあるが、どのような意味か。</p>		<p>縁側とは、和室等の外側にある板敷きの部分のこと。部屋の延長、廊下、上がり口などに使われるものをいいます。</p> <p>宿泊室に連続して縁側やこれに類するスペースが設けられており、他の利用者や従業員が通らない場合には、当該縁側等の面積を宿泊室の面積に含めて差し支えないとしています。</p>
(6)	<p>個室以外の宿泊室の場合、他の利用者の宿泊スペースを通らないとトイレ等に行けないようなしつらえの場合には、通路を確保しなければならないか。</p>		<p>個室以外の宿泊室については、その構造がプライバシーが確保されたものでなければならないことから、通路部分は適正に確保し、通路部分を除いた面積が当たり7.43㎡以上必要となります。</p>
(7)	<p>個室以外の宿泊室において、利用者のプライバシーが確保された構造が必要とされているが、具体的にはどのようなものか。</p>		<p>個室以外の宿泊室については、プライバシーの確保された構造とは、パーティションや家具などにより、利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があります。アコーディオンカーテンにより仕切られている宿泊室については、パーティションや家具などと同様にプライバシーが確保されたものである場合は、宿泊室として取り扱って差し支えないと考えます。</p> <p>ただし、カーテンについてはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。</p>
(8)	<p>宿泊室は2つのフロア（1階と2階など）にそれぞれ設けてもよいのか？</p>		<p>適切かつ安全なサービス提供を行う必要があるため、異なるフロアに宿泊室を設けた場合、サービス提供時間帯を通じて複数の従業員を配置すること等の配慮が必要です。</p>

7 運営について (基準第4)

① 運営に関する基準

Q	A
<p>(1) 【宿泊サービス計画】 宿泊サービス計画について、計画に位置づけるべき具体的な内容は何か？</p>	<p>宿泊サービスは、指定通所介護サービス等に引き続き提供されるものであり、計画に位置づけられる内容としては、サービス提供上の留意事項や宿泊サービスの提供に必要な排せつ、食事等の介助、その他日常生活上の世話にかかるサービス提供等が考えられます。(基準第1の4)</p>
<p>(2) 宿泊サービス計画作成について、注意すべきことはどのようなことか？</p>	<p>特に以下の点についてご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成してください。 ● 居宅サービス計画に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業等と密接な連携を図ってください。 ● 計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付してください。
<p>(3) 【緊急時等の対応や苦情処理窓口等】 緊急時等の対応、非常災害時の対応、秘密保持等の対策、苦情処理窓口の設置等、事故発生時の対応については、指定通所介護事業所等のためのものと別途作成する必要があるのか？</p>	<p>通所介護と内容が同様であっても構いませんが、宿泊サービスは指定通所介護とは別のサービスです。宿泊サービスでの対応について利用者に理解していただき、同意を得る必要があります。</p>
<p>(4) 【主治医等との連携、緊急時等の対応、非常災害時の対応、事故発生時の対応について】 これらについては、すべて個別にマニュアル等を作成する必要があるのか？</p>	<p>本基準においては、それぞれの事態に対応した連絡・連携について求めています。有事に円滑に対応する備えを行うためには、これらについてマニュアルや手順書等の整備が望まれます。</p> <p>マニュアルや手順書等の体裁については、事業所ごとの実態に即して作成してください。</p> <p>なお、「主治医等との連携」とは宿泊サービス計画策定時や必要な場合に利用者の心身の状況について情報連携を行うこと、「緊急時等の対応」とは宿泊サービス提供時に利用者の病状の急変等のあった場合の対応、「非常災害対策」は地震や火災等の非常災害発生時の対応、「事故発生時の対応」とは宿泊サービスの提供により事故が発生した場合の対応をいいます。</p>
<p>(5) 【事故発生時の対応】 介護保険外の宿泊サービス利用中の事故においても、市町村や居宅介護支援事業所へ連絡する必要があるのか？</p>	<p>宿泊サービスは、居宅介護支援事業者との連携により提供されるべきものです。また、宿泊サービス事業者は区市町村の調査等に協力することが求められています。事故発生時には速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡し、必要な措置を講じて下さい。</p> <p>なお、宿泊サービスにおける事故発生時の対応については、指定通所介護の基準にも定められており、適切な対応がない場合は指定通所介護事業所としての基準違反にもなります。</p> <p>その他、以下の点にも留意して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は2年間保存すること。 ● 宿泊サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法についてあらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。 ● 速やかな賠償のために損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ● 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 <p>(条例施行要領 第3の6の3(8)参照)</p>